

プロトタイプ利用にあたっての制限事項

【令和4年9月12日更新】

令和4年8月3日に公開したプロトタイプの制限事項に対する対応状況については、以下のとおりです。

- 1 留学の有無、1年間の送金（予定）額について、以下のように対応しました。
 - ① 配偶者についての XML データを削除。
 - ② 扶養親族について、「留学の有無」、「1年間の送金（予定）額」を削除し、「非居住者である扶養親族の該当する項目」を XML データ、画面項目に追加。（令和5年分のみ）
- 2 社会保険料控除証明書のインポートについて対応しました。
- 3 「申告書 XML 定義書」において、NTAAPP003（給与所得者の保険料控除 申告書）の No115 加工有無に「5 証明書：読込・有（修正・無） 契約：団体」、「6 証明書：読込・有（修正・有） 契約：団体」を追加しました。
- 4 「令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄の改訂について、以下のとおり対応しました。
 - ① 合計所得金額（見積額）計算表の「退職所得」の算出において「上記の収入金額又は退職所得金額に『源泉徴収される退職手当等』を含む」のチェックボックスがチェックされた状態で計算結果を反映した場合に、入力画面上に「源泉徴収される退職手当等に係る退職所得」として退職所得の計算結果を表示するように変更（入力画面上で修正可能）。
 - ② 入力内容確認画面で表示される「態様」に以下の内容のパターンを追加するように変更。
 - ・ 配偶者（「所得の見積額」から「源泉徴収される退職手当等に係る退職所得」を引いた額が133万円以下となる場合）
 - ・ 退職所得等を有する配偶者
 - ・ 同一生計配偶者かつ退職手当等を有する配偶者
 - ・ 源泉控除対象配偶者かつ退職手当等を有する配偶者
 - ・ 同一生計配偶者かつ源泉控除対象配偶者かつ退職手当等を有する配偶者
 - ・ 扶養親族（「所得の見積額」から「源泉徴収される退職手当等に係る退職所得」を引いた額が48万円以下となる場合）
 - ・ 退職所得等を有する扶養親族
 - ・ 老人扶養親族（同居老親等）かつ退職所得等を有する扶養親族
 - ・ 老人扶養親族（その他）かつ退職所得等を有する扶養親族
 - ・ 特定扶養親族かつ退職所得等を有する扶養親族
 - ・ 控除対象扶養親族かつ退職所得等を有する扶養親族
 - ・ 16歳未満の扶養親族かつ退職所得等を有する扶養親族
 - ③ 様式 ID[NTAAPP001]の申告書 XML(令和5年分)の「タグ名：xml001_C00010」の

プロトタイプ利用にあたっての制限事項

設定値に以下の内容が追加されるように変更。

- ・ 4：退職所得等を有する配偶者
- ・ 5：同一生計配偶者かつ退職手当等を有する配偶者
- ・ 6：源泉控除対象配偶者かつ退職手当等を有する配偶者
- ・ 7：同一生計配偶者かつ源泉控除対象配偶者かつ退職手当等を有する配偶者

④ 様式 ID[NTAAPP001]の申告書 XML(令和 5 年分)の「タグ名：xml001_D00010」の設定値に以下の内容が追加されるように変更。

- ・ 4：退職手当等を有する扶養親族
- ・ 5：扶養親族(16 歳以上)かつ退職手当等を有する扶養親族
- ・ 6：16 歳未満の扶養親族かつ退職手当を有する扶養親族

⑤ 令和 5 年分 扶養控除等（異動）申告書に関して、態様で「退職所得等を有する配偶者及び～かつ退職所得等を有する配偶者」「退職所得等を有する扶養親族/～かつ退職所得等を有する扶養親族」の場合、住民税に関する事項の欄に情報を出力するように変更。

令和 4 年 8 月 3 日に公開したプロトタイプからの主な仕様変更は以下の通りです。

- 1 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書内容の取得の区分で特例特別特例取得を選択しているときの住宅控除限度額を、特別特定取得もしくは特定取得を選んだ時と同じ対応に変更しました。
- 2 合計所得金額（見積額）計算表の「退職所得」を算出する際の入力項目を以下のように変更しました。
 - ① 「支払を受ける退職手当等が、一般の退職手当等のみ」の場合と「支払を受ける退職手当等に、短期退職手当等や特定役員退職手当等がある」場合で入力項目を分割。
 - (1) 「支払を受ける退職手当等が、一般の退職手当等のみ」の入力項目
 - ・ 収入金額
 - ・ 勤続年数
 - ・ 主な退職理由は障害者になったことであるのチェック
 - (2) 「支払を受ける退職手当等に、短期退職手当等や特定役員退職手当等がある」の入力項目
 - ・ 退職所得金額
 - ② 「上記の収入金額又は退職所得金額に『源泉徴収される退職手当等』を含む」のチェックを追加
- 3 生命保険控除証明書、地震保険控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、住宅借入金の年末残高証明書について、年度、証券番号、適用種別（住宅借入金等特別控除証明書）を除き必須項目チェックを行わないようにしました。

新規追加した社会保険料控除証明書については、年度、ユニークコード、前納フラグの

プロトタイプ利用にあたっての制限事項

み必須項目となります。

また、インポートデータのうち、必須項目以外の項目がブランクであった場合、入力画面での変更を可能としました。

【令和4年8月3日更新】

(注) 令和4年7月に公開した「申告書 XML 定義書」の変更点に関連する箇所について、本プロトタイプでの既知の制限事項は以下の通りです。

1. 留学の有無、1年間の送金（予定）額について、XMLデータ上は設定されますが、本プロトタイプでは画面表示は未対応となります。
2. 社会保険料控除証明書のインポートファイル情報がありますが、本プロトタイプでは社会保険料控除証明書のインポートは未対応となります。
3. 「申告書 XML 定義書」の NTAAPP003（給与所得者の保険料控除 申告書）の No115 加工有無に「5 証明書：読込・有（修正・無）契約：団体」、「6 証明書：読込・有（修正・有） 契約：団体」を追加する予定ですが、本プロトタイプでは未対応となります。
4. 「令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄の改訂への対応については、現在開発途中であり、正常に動作しないためご注意ください。
なお、例えば「源泉控除対象配偶者」と「退職手当等を有する配偶者」のどちらにも該当する場合、又は、「控除対象扶養親族」と「退職手当等を有する扶養親族」のどちらにも該当する場合は、それぞれどちらの欄にも出力するよう開発中です。